

大津市指定化学物質等の適正な
管理に関する指針の解説

大津市

目 次

はじめに	1
1 対象事業者	2
2 管理体制の整備	3
(1) 適正管理組織の整備	3
(2) 適正管理に関する規程類の整備	3
(3) 適正管理に関する研修の実施等	4
(4) 適正管理体制に関する見直し	4
3 指定化学物質等を含む廃棄物の適正管理	5
4 使用量等の把握	6
(1) 受入量等の把握	6
(2) 排出量等の把握	6
5 使用量等の削減技術の導入等	8
(1) 技術情報の収集、整理	8
(2) 代替物質の導入	8
(3) 工程等の管理対策	8
(4) 回収等の技術の導入	8
6 新規導入指定化学物質等の有害性及び危険性の評価	10
7 事故に伴う環境汚染の防止	11
8 監視及び情報提供等	13
(1) 監視及び測定	13
(2) 使用量等の記録	13
(3) 情報提供	13
9 関連企業への周知・支援等	14
10 その他	14
別表 1	15
別表 2	16
参 考	
(1) 条例抜粋	17
(2) 参考資料	22

はじめに

化学物質は、様々な用途に使用されており、商業的に使用されているものだけでも数万種類あるといわれ、我々の生活になくってはならないものとなっていますが、一方で、生産、使用、廃棄等の各段階において、様々な化学物質が環境中へ排出されています。

これまでも、人の健康や生態系に影響を及ぼすような有害な化学物質の排出については、水質汚濁防止法や大気汚染防止法等によって排出規制等が行われてきていますが、今日、環境ホルモン（外因的内分泌攪乱化学物質）問題など、微量であっても人や生態系に悪影響を及ぼすおそれのある多くの物質への関心が高まり、それら幅広い化学物質への対応が必要となっています。

また、地震等の自然災害や人的誤操作、火災や爆発等の事故により化学物質が環境に排出され、周辺の人々や施設に被害を与えることもあり、これら事故による環境汚染を未然に防止するための対策の重要性が高まっています。

このため、環境の保全上の支障の未然防止に向け、事業者による自主的な適正管理の推進が期待されているところから、大津市生活環境の保全と増進に関する条例（以下「条例」という。）第106条の規定により、指定化学物質等を製造し、又は使用する事業者が、その排出を抑制するため、自ら適正な管理を行うにあたって留意する事項を示した「大津市指定化学物質等の適正な管理に関する指針」を策定しました。

事業者は、指定化学物質等の取り扱いに当たっては、法令その他の規定のほか、この指針に従って、自主的な管理の改善、適正な管理の推進を図ってください。

なお、化学物質等を取り扱う事業者には、規則の有無に関わらず、人の健康や環境への悪影響をもたらさないよう化学物質を適切に管理することが求められています。今後さらに本市と連携した、積極的な適正管理の推進に努めてください。

○ 定 義

(1) この指針において「**指定化学物質等**」とは、条例施行規則第7条に規定する指定化学物質及びこれに準じる物質として同規則第99条に規定する物質（別表第14）（ばい煙以外のものを含む。）をいいます。

(2) この指針において「**管理**」とは、化学物質の製造、使用から廃棄に至るまでの各過程及び事故時における化学物質による環境への排出を抑制するための総合的な対策で、事業者の自主的な取組により行うものをいいます。

(3) この指針において「**取扱い**」とは、工場又は事業場等内における製造、使用から処理に至るまでの一連の行為をいいます。

なお、「使用」とは直接使用する場合だけでなく、間接的に使用する場合も含みます。

1 対象事業者

本指針を適用する事業者は、大津市内において、指定化学物質等を製造し、又は使用する工場又は事業場（以下「指定化学物質等使用工場等」という。）を有する者とする。

（解説）

本指針の適用対象者は、指定化学物質等を一種類以上取り扱う全ての事業者であり、その実情に応じて適正管理に取り組んでください。

なお、該当事業者については、業種、規模を問わずこの指針の対象となりますが、卸売、小売業等で、主として一般消費者の生活の用に供される製品等を取り扱い、それに指定化学物質等が含有されていても環境への排出が予想されない事業者は含まれません。

事業者の自主的な管理の改善、適正管理の推進は非常に重要であり、既存の法令等の対象物質はもとより、指定化学物質等以外の化学物質であって有害性、危険性等において指定化学物質等に準じるものについては適正管理に努めてください。また、有害性、危険性等がはっきりとは明らかになっていないものを取り扱う場合にも、その性状等を調査し、適正管理に心掛けてください。

指定化学物質等使用工場等において、既に他法令等により、適正管理に取り組んでいる場合は、指針と照らし合わせて欠けている項目があれば付け加えてください。

2 管理体制の整備

(1) 適正管理組織の整備

- ア 指定化学物質等使用工場等の各部門を包括した組織とし、適正管理に係る責任者、役割分担及び連絡体制を明らかにすること。
- イ 従業員が20人以下の事業者で、直ちに組織を整備することが困難な場合は、適正管理に係る責任者の設置から順次整備するよう努めること。

(解説)

適正管理の徹底のため、まず、指定化学物質等使用工場等において、適正管理組織を設置してください。その際、工場、事業場毎での整備を基本とします。

適正管理に関する責任者としては、指定化学物質等に関する統括的な管理を行う、指定化学物質等適正管理統括者（仮称）及びその指揮を受け指定化学物質等に関する取扱いの直接の任に当たる、指定化学物質等適正管理者（仮称）等が考えられます。適正管理組織については、当該工場等の実情に応じて整備するものとし、既に公害防止管理者等の法令等に基づく管理組織がある場合には、これを利用することは差し支えありませんが、適正管理の観点から欠けているものがあれば補ってください。

（別表1 化学物質に関する法令による管理組織、責任者等 P15 参照）

なお、常用使用する従業員数が20人以下の事業者（中小企業基本法において定義された「小規模事業者」の規模）で、直ちに組織を整備することが困難な場合は、当面、適正管理に係る責任者を設置することから始め、可能な限り組織を整備していくことに努めてください。

(2) 適正管理に関する規程類の整備

- ア 指定化学物質等使用工場等内の組織及びその職務の内容並びに指定化学物質等の取扱方法及び取り扱う施設の点検要領を具体的に定めた規程類を整備すること。
- イ 指定化学物質等の組成、成分、物理的及び化学的性質、有害性、危険性、適用法令、取扱いの注意事項等を記載した安全データシート（以下「SDS」という。）及び汚染・事故事例等の情報を収集し、整備すること。
- ウ 指定化学物質等を譲渡又は提供する場合は相手方に対し、当該物質に係るSDSを提供すること。
- エ 従業員数が20人以下の事業者で、直ちに取扱方法等に関する規程を整備することが困難な場合は、指定化学物質等の取扱状況に応じて、安全管理上重要な規程類から順次整備するよう努めること。

(解説)

適正管理徹底のため、適正管理に関する規程類を作成してください。

適正管理に関する規程類は、化学物質の適正管理に係る法令を遵守するとともに、指定化学物質等の適正管理に関する情報を収集・整理して、指定化学物質等使用工場等の実情に合わせた最適なものを作成していきます。

当該工場等において、既に適正管理に関する規程類を策定している場合、あるいは、危険物取扱、労働安全衛生等に関わる規程類を作成している場合は、それらの規程類に不足する内容を補充して、適正管理に配慮した内容とすることにより、当該規程類を本指針による適正管理に関する規程類としてください。

なお、常時使用する従業員数が20人以下の事業者で直ちに取扱方法等に関する規程類を整備することが困難な場合は、当面、安全管理上重要な規程類から順次作成し、できるだけ早期に規程類を整備していくことに努めてください。

また、環境汚染の未然防止の観点から、取り扱っている物質がどんなものなのか、まず事業

者自らが確認することが非常に重要です。日本産業規格（JIS）Z 7253に基づきそれら化学物質等基礎情報等が記載されているのがSDS（Safety Data Sheet）で、必ず収集・整備してください。

(3) 適正管理に関する研修の実施等

- ア 従業員等全ての関係者に対し、指定化学物質等の適正な管理の重要性、適正管理に関する規程類、SDSの内容等に関し、計画的かつ定期的に研修を実施し、指定化学物質等の適正な管理の仕組みを十分理解させ、適正に管理すること。
- イ 指定化学物質等使用工場等内の適切な箇所に管理体制図、指定化学物質等の安全情報、事故時の対応措置、緊急時の連絡先、機器及び配管等の点検における注意事項等必要な事項を表示し、従業員等への周知徹底を図ること。

(解説)

事業者は従業員に対して適正管理の必要性、適正管理に関する規程類の内容、指定化学物質等の性状・取扱い等に関し年間計画を定め定期的に教育訓練を行うこととし、当該化学物質等の有害性、危険性等の性状並びに取扱いに当たっての注意事項等の物質情報を基に、次に列挙した内容について実施してください。

- ① 化学物質関連法令及び工場又は事業場内の規程類の周知
- ② 工場又は事業場で取り扱う化学物質の有害性、危険性等に関する情報の周知
- ③ 排出抑制技術
- ④ 日常点検及び定期点検の実施方法
- ⑤ 事故の未然防止に関する事項
- ⑥ 事故時の対応・措置方法
- ⑦ 事故から復旧後における適正管理の実施方法

また、従業員の化学物質に関係する講習会への参加や、化学物質関連資格の取得奨励等に努めましょう。

事業者は、指定化学物質等を取り扱う容器、配管その他設備に、取り扱う指定化学物質等の種類が容易に判別できるよう名称を表示するとともに、特に注意を要するものについては、注意を促す記号を表示してください。

化学物質については、消防法等法令に基づく表示を義務付けられているものもあり、指定化学物質等の名称及び注意記号を表示することで、取り扱われている指定化学物質等の種類と注意事項が一目で分かるようにすることにより、従業員一人一人による適正管理の促進を図ってください。また、法令に定めのないものについては、統一した分かりやすい記号を定めて表示することとしてください。

(4) 適正管理体制に関する見直し

指定化学物質等の管理状況については、常に点検を実施し、管理体制の継続的な見直しを行うこと。

(解説)

継続的な見直しを行い、規程類等の改善をしていくことは、適正管理の徹底に不可欠です。常に心掛けてください。

また、そのなかで、管理・監視が容易な構造に改善していく視点も重要です。

例えば、指定化学物質等を含む薬品、廃液等が移送される配管は可能な限り地上配管とし、また、それらの貯留ピット等は二重構造とする等の改善対策が考えられます。

業種あるいは規模によって、直ちに改善実施することが困難な事項がある場合は、当面、実施可能な事項について実施しながら、適正管理の体制や実施内容について評価し、最大限の努力を払い適正管理水準の向上に努めてください。

3 指定化学物質等を含む廃棄物の適正管理

- ア 指定化学物質等を含む廃棄物の発生の抑制及び減量に努めること。
- イ 指定化学物質等を含む廃棄物については、発生後処理されるまでの間、種類、性状等に応じて適正に保管するとともに、廃棄する場合にあっては、自らの責任において適正な処理を行うこと。
- ウ 指定化学物質等を含む廃棄物の処理を委託する場合は、必要な情報を委託業者に提供し、処理現場の確認を実施する等、当該廃棄物の適正処理に努めること。

(解説)

事業者は、廃棄物については、発生後、処理されるまでの間、種類、性状に応じて、適正に保管してください。

事業者は、自らの責任において、廃棄物の適正な管理を行うこととし、廃棄物を委託処理する場合にあっては、マニフェストシステムにより、最終処分に至るまでの過程を適切に把握してください。

委託処理時には含有する指定化学物質等の性状、処理方法及び取扱注意事項等をデータシート等により明示するよう努めてください。

排出ガス・排水処理施設等から発生する集塵ダスト、活性炭等の廃吸着材、廃棄物処理後の汚泥、焼却施設の燃え殻等の残さ等には、指定化学物質等が高濃度で存在するおそれがあるため、適正な管理が必要です。

4 使用量等の把握

指定化学物質等使用工場等においては、次のとおり使用量等の把握に努めること。

(1) 受入量等の把握

ア 指定化学物質等の受入量及び受入方法、製造量、使用量並びに保管量を把握し、整理すること。

イ 混合物については、その主要成分ごとに量を把握すること。

(解説)

2(2) 適正管理に関する規程類の整備の項において述べていますが、工場又は事業場において取り扱う指定化学物質等に関する情報を収集・整理すること及びそれらがどのように取り扱われているかを把握することは、適正管理の出発点ですが、次のステップとして、それらと合わせ、取り扱っている「量」を把握することが、環境汚染の未然防止の観点から非常に重要です。

受入（購入等）から、製造、使用、廃棄、環境への排出に至るまでの指定化学物質等の流れを把握し、物質の収支管理を行うよう努めてください。

「量」の把握には、各工程（製造ライン）ごとに、受入（購入等）から、製造、使用、廃棄に至るまでの各過程における量を帳簿類（伝票式、カード式等任意で可）又はコンピューター等で管理することにより行ってください。

「量」の整理は、指定化学物質等ごとに、一定期間において、それぞれ実測による方法等から算出し、積算できるように行ってください。

指定化学物質等を含む混合物については、含有されている指定化学物質等の割合及びその割合から算出した指定化学物質等の量を把握し記録します。含有割合については、SDSに記載があればそれにより、記載のない場合は製造元や関係団体に問い合わせて確認してください。

なお、混合物について把握の対象となるのは、原則として指定化学物質等の含有量が0.1%（質量%）以上である場合です。

まず、「受入量等」として、「受入量」、「製造量」、「使用量」、「保管量」について把握してください。

① 「受入量」は、原料等として外部より購入・搬入された量

② 「製造量」は、製品として製造する量で、製造過程で生成する副生成物、中間性生物や非意図的生成物の量についても、把握するよう努めてください。

③ 「使用量」は、原料、製品として使用する量

④ 「保管量」は、原料、製品、廃棄物として保管している量（平均値）

これらの「量」は、場内へ搬入されている（インプット）量で、保管量も含め、環境への漏えいのおそれがある潜在的な汚染源の量を意味しますので、これらを把握することにより、適正管理の推進に向けて改善点を検討、整理する等のために役立てます。

(2) 排出量等の把握

ア 指定化学物質等の大気、水及び土壌等の環境への排出量（漏えいを含む。）及び廃棄物に含まれて指定化学物質等使用工場等の外へ移動する量（以下「廃棄量」という。）を把握し、整理すること。

イ 指定化学物質等の製造量、使用量の合計が年間50キログラム又は50リットル以下の指定化学物質等使用工場等においては、主要な排出量等から順次把握するよう努めること。

(解説)

次に、環境への移動負荷量である「排出量等」として、「排出量」、「廃棄量」について把握してください。

- ④ 「排出量」は、工場又は事業場における取扱いにより環境へ排出された量について、大気、水（公共用水域、地下水、公共下水道）、土壌の各媒体ごとに把握するよう努めてください。
- ⑤ 「廃棄量」は、廃棄物に含まれて工場又は事業場の外へ移動する量。

なお、少量使用工場等（全ての種類の指定化学物質等の製造量及び使用量の合計が年間50キログラム又は50リットル以下）においては、大気、水、土壌、廃棄物等のうち、主要な経路の排出量等から順次把握するよう努めてください。

環境への排出量及び廃棄量の把握は、自己監視による実測が望ましいが、これが難しい場合には、推定して算出するよう努めてください。

廃棄物については、工場又は事業場での処理量及びリサイクル量を合わせて把握してください。

使用量等（受入量等、排出量等）の把握において収支管理を行うため、指定化学物質等を含む製品出荷量についても把握する必要があります。

5 使用量等の削減技術の導入等

(1) 技術情報の収集、整理

製造工程中の指定化学物質等の使用量及び排出量等がより少ない技術又は機器の情報並びに有害性及び危険性の低い代替物質の情報を収集し、整理すること。

(解説)

化学物質については、有害性について十分な情報が得られていないものも多くあるので、これに関する情報の収集に努め、科学的解明の動向や関連化学物質の管理に十分な関心と注意を払い、適切な取扱いに常に留意してください。また、危険性及有害性の低い代替物質や削減技術についての情報についても常に留意してください。

(2) 代替物質の導入

- ア 使用する指定化学物質等の有害性及び危険性を評価し、より有害性及び危険性の低い物質の使用に努めること。
- イ 代替物質の導入に当たっては、有害性及び危険性が高い指定化学物質等又は排出量等の多い指定化学物質等から順次実施するよう努めること。

(解説)

代替物質の導入に当たっては、当該代替物質について事前に十分評価することにより有害性及び危険性の低い物質を導入するよう努めるとともに、有害性及び危険性が高い物質から順次代替物質に転換する等により削減を図るよう努めることが望まれます。

(3) 工程等の管理対策

- ア 主要な作業工程について、工程ごとの使用量等の把握を行うとともに作業工程の見直し等による合理化、密閉性の高い機器の使用及び適正な維持管理により環境への排出を抑制すること。
- イ 指定化学物質等の保管に当たっては、その性状等に応じて適正に管理し、漏えいを防止すること。

(解説)

指定化学物質等の取扱いに当たっては、排出防止対策等により排水や排出ガスとともに環境へ排出される量をできるだけ把握し、また、水質汚濁防止法第12条の4に定める構造とするなどにより漏えい等による地下浸透を防止するよう努めてください。

指定化学物質等の取扱いに関わる施設等を適正に維持管理することは、指定化学物質等の環境への排出を抑制するとともに、事故の未然防止を図ることにつながります。また、排出目標濃度等の管理目標を設定するなどにより排出量の自己監視に努め、環境への排出の抑制を図ってください。

なお、保守点検については、日常的なものと定期的なものに分けて行ってください。

(4) 回収等の技術の導入

環境へ排出される排水、排出ガス中及び廃棄物中の指定化学物質等の回収、除去及び処理のための技術及び設備の情報収集に努めるとともに、これらを導入し、適正な維持管理を行い、再利用、再資源化に努めること。

(解説)

取り扱う指定化学物質等をできる限り回収することにより環境への排出が抑制されます。また、回収された指定化学物質等を再利用することにより、指定化学物質等の使用量を総的に減らすことができ、排出量の削減も図れます。

実施が困難な項目がある場合は、取り扱う化学物質の性状、有害性、使用量等を考慮して、現在の技術水準等における最良の方法から行うとともに、技術の進展に応じて改善等を行っていくよう努めてください。

指定化学物質等の処理、回収、再利用、再資源化等に関する研究及び開発（委託研究や共同研究を含む。）を積極的に進めるよう努めてください。

6 新規導入指定化学物質等の有害性及び危険性の評価

ア 指定化学物質等を新規に導入し、又は指定化学物質等の使用量を大幅に増加し、若しくは使用条件の変更を行おうとするときは、あらかじめ当該指定化学物質等についての有害性及び危険性を評価するための基準を定めるとともに、指定有害物質等使用工場等内に有害性及び危険性を評価する組織を設けて検討すること。

イ 新規に導入しようとする指定化学物質等について、特に有害性及び危険性の高い化学物質は、原則として使用しないこと。

ウ 従業員数が20人以下の事業者で、直ちに有害性及び危険性を評価するための基準の策定や組織的な検討が困難な場合は、取り扱おうとする指定化学物質等の情報を可能な限り収集するよう努め、有害性及び危険性が高い場合には、代替物質への切替え、使用量等の削減、密閉系での取扱い等を検討すること。

(解説)

事前に、指定化学物質等の有害性及び危険性の情報を収集し、排出量の推定、排出抑制対策や使用方法、代替物質の有無、工程の変更、処理施設の設置等、排出抑制のための適切な措置、環境への排出についての事前評価を十分に検討して、受入の可否を決定してください。

新規に指定化学物質等を製造する場合は、その対象化学物質が製品となった場合の安全性等について考慮するよう努めてください。

新規導入に当たっては、当該化学物質を取り扱う従業員等に対する十分な教育、訓練等及び十分な環境汚染の未然防止対策を実施する必要があることにも留意してください。

なお、常時使用する従業員数が20人以下の工場等で直ちに有害性及び危険性を評価するための基準の策定や組織的な検討が困難な工場等の場合は、取り扱おうとする指定化学物質等の情報を可能な限り収集するよう努め、有害性及び危険性が高い場合には、代替物質への切替え、使用量等の削減、密閉系での取扱い等を検討してください。

7 事故に伴う環境汚染の防止

- ア 事故に伴う指定化学物質等による環境汚染を未然に防止するため、作業基準を作成し、施設の定期的な点検整備の徹底を行うこと。
- イ 事故に伴う指定化学物質等による環境汚染を最小限に抑えるための対応措置をあらかじめ検討し、速やかな復旧が図られるよう適切な対策を講じること。
- ウ 有害性及び危険性の高い指定化学物質等を使用する指定化学物質等使用工場等及び指定化学物質等を大量に使用する指定化学物質等使用工場等にあつては、製造、輸送、保管、販売、使用、廃棄等の全ての場面において、自然災害を含めた事故を想定し、指定化学物質等による環境汚染を回避する対策を講じること。
- エ 特に指定化学物質等使用工場等の周辺に住宅地や学校、病院等がある場合はその位置を確認し、必要な場合は、これらに対する環境汚染を回避するための未然防止措置を講じておくこと。
- オ 指定化学物質等の過剰な保管を避けること。
- カ 定期的に事故に対応するための訓練を行うこと。
- キ 事故により、指定化学物質等使用工場等から指定化学物質等が漏えいし、又は漏えいするおそれが生じたときには、その事故の状況を市等の関係者に通報するとともに、応急処置の完了後、速やかに、講じた措置等の概要を条例施行規則第105条に規定する工場等事故報告書により市に報告すること。

(解説)

事故とは、機器、配管の破損、運搬等に係る事故や火災、爆発等だけでなく、通常の作業工程では起こらない化学物質の漏えいや浸出等の異常な状況及び地震、水害等の自然災害を含んだものをいいます。

このような事故に伴う環境汚染を防止するためには、まず、事故そのものの未然防止は重要であり、また、人為的には不可避の自然災害に対しても、適切な組織整備及び災害時の適切な対応で、環境汚染被害を最小限にとどめることができることから、以下の観点から、あらかじめ具体的対策を検討し整備しておくことが非常に重要です。

[事故による環境汚染防止対策]

- 未然防止対策
 - ・施設、設備の日常点検の徹底
 - ・防災設備等の充実
 - ・施設、設備の人的誤操作の防止のための従業員の教育・訓練
- 事故発生時の体制整備
 - ・所内通報体制（昼・夜間別、平日・休日別等）・応急措置体制の整備
 - ・消防、警察、県及び市の環境部局、管理者等への連絡・通報体制の整備
 - ・周辺住民への連絡・通報体制の整備
- 事故発生時の対応措置
 - ・事故による環境汚染防止方法（取り扱い化学物質の性状に応じた応急措置等）
 - ・消防、警察、県及び市の環境部局、管理者等への連絡方法
 - ・周辺住民への連絡方法
- 事故後の措置
 - ・環境に排出された化学物質の回収
 - ・事故原因の調査
 - ・事故再発防止対策の実施（恒久措置等）

事故が発生した時は、直ちに応急の措置を講じるとともに、速やかな復旧を図る等、環境汚染の防止措置を講じてください。そのためには、事前に、工場又は事業場で取り扱う指定化学物質等及び類似の化学物質による事故事例を収集・分析し、積極的な事故の未然防止や事故時の措置、対策マニュアルの作成及び取り扱う指定化学物質等に対する中和剤、オイルフェンス等の資材・機材の十分な準備等が必要となります。

また、化学物質の濃度が高濃度となるおそれのある排出口付近や周辺の地形、気象（風向・風速）、流域及び学校、病院等環境上特に配慮すべき施設等の状況等の把握に努めてください。地域社会と連携がとれた円滑な事業活動を行うためにも、地域の発展と環境保全の観点に立ち、地域における理解と協力を得ることが求められており、積極的な情報提供、人材育成等が求められています。

なお、事故の報告については、他法令により市への報告が定められている場合は、この指針による報告は必要ありません。

8 監視及び情報提供等

(1) 監視及び測定

ア 指定化学物質等の排出及び漏えいを監視する設備の設置に努めること。

イ 取り扱う指定化学物質等に応じ、排水及びばい煙等の定期的な自主測定に努めること。

(2) 使用量等の記録

指定化学物質等の受入量、製造量、使用量、保管量、排出量及び廃棄量並びに前号イの測定を行っている場合はその結果を記録、保存すること。

(3) 情報提供

ア 指定化学物質等使用工場等における管理状況等について、理解を深めるため、周辺住民等への情報提供に努めること。

イ 市からの要請があったときは、当該指定化学物質等使用工場等における管理状況等を報告すること。

(解説)

指定化学物質等が工場又は事業場周辺の環境を汚染するおそれのある場合は、工場又は事業場周辺の大気、水、土壌等の環境状況の測定に努めてください。

指定化学物質等の取扱記録及びその他記録等は、量の推移の把握や事故時の対応その他自主管理の推進のために一定期間保存する必要があります。

記録の保存方法及び期間は、各工場又は事業場の実情や記録の種類に応じて、適切に定めてください。重要なものについては、比較的長期間（10年あるいはそれ以上）保存することに留意してください。

(別表2 化学物質に関連する法令による記録等の保存期間 P16参照)

また、自然災害を含めた事故時等、周辺住民等との連携が非常に重要です。そのためにも日頃から、工場又は事業場における管理状況等に関する周辺住民等の理解を深める必要があります。事業者における、必要な情報の自主的な提供のための体制整備、人材育成と合わせ、適切な提供に努めてください。

情報提供の手段として、年次報告書の配布、説明会の開催、ホームページへの掲載等があります。

9 関連企業への周知・支援等

関連企業に対し、この指針に定める指定化学物質等の適正な管理に係る内容の周知、情報提供、支援等を行うこと。

(解説)

いわゆる協力工場や提携企業等関連企業に対して、指定化学物質等の取扱いについて、適正管理のために必要な情報提供、支援等を積極的に行ってください。

指定化学物質等を譲渡し、又は提供する場合は、相手方の事業者に対し、主要成分及び物理的又は化学的性質、有害性、危険性等の情報をSDSにより提供してください。

また、指定化学物質等の輸送を行う事業者に対しても、その取扱いについて、指導・監督を行うよう務めてください。

10 その他

市が行う化学物質に関する各種調査に協力すること。

(解説)

多様な化学物質に対する総合的な対策の推進のためには、事業者の自主的、主体的な適正管理とともに、市、事業者が連携、協働して取り組むことが求められています。市の環境行政として、各種調査等からの情報を併せ検討することにより、化学物質による環境保全上の支障の未然防止のための施策の立案等を行うことなどができますので、事業者の協力が不可欠です。

それぞれの役割と責任を認識し、快適で環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりに努めましょう。

別表1 化学物質に関する法令による管理組織、責任者等

- ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
 - 第3条 公害防止統括者
 - 第4条 公害防止管理者
 - 第5条 公害防止主任管理者
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - 第12条第8項 産業廃棄物処理責任者
 - 第12条の2第8項 特別管理産業廃棄物管理責任者
 - 第21条 技術管理者
- ・ 労働安全衛生法
 - 第10条 統括安全衛生管理者
 - 第11条 安全管理者
 - 第12条 衛生管理者
 - 第12条の2 安全衛生推進者、衛生推進者
 - 第14条 作業主任者
 - 第17条 安全委員会
 - 第18条 衛生委員会
 - 第19条 安全衛生委員会
- ・ 高圧ガス保安法
 - 第27条の2第1項 高圧ガス製造保安統括者
 - 第27条の2第3項 高圧ガス製造保安技術管理者
 - 第27条の2第4項 高圧ガス製造保安係員
- ・ 消防法
 - 第8条 防火管理者
 - 第12条の7 危険物保安統括管理者
 - 第13条 危険物保安監督者、危険物取扱者
 - 第14条 危険物施設保安員
- ・ 毒物及び劇物取締法
 - 第7条 毒物劇物取扱責任者
- ・ 大津市生活環境の保全と増進に関する条例
 - 第105条 環境管理統括者

別表2 化学物質に関連する法令による記録等の保存期間

・大気汚染防止法		
第16条	ばい煙等の測定結果の記録	3年間
・水質汚濁防止法		
第14条	排出水の汚染状態の測定結果の記録	3年間
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律		
第7条第16項、第12条第13項	廃棄物処理業者の処理状況を記録した帳簿	5年間
第8条の4、第15条の2の4	廃棄物処理施設の維持管理状況の記録	3年間
第12条の2第14項	特別管理産業廃棄物排出事業者の処理状況を記録した帳簿	5年間
第12条の3第6項	産業廃棄物管理票等	5年間
・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律		
第31条	第一種特定化学物質の製造に係る事項を記載した帳簿	
・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律		
第24条	特定物質の製造数量等を記載した帳簿	5年間
・労働安全衛生法		
第45条	定期自主検査結果の記録	3年間
	法律等に基づく書類	3～5年間
・高圧ガス保安法		
第35条の2	定期自主検査の検査記録	(施設がある限り)
第39条の10第2項	認定完成(保安)検査記録	(施設がある限り)
第60条	高圧ガスの製造等に係る事項を記載した帳簿	通常2年間、異常があった場合は10年間
・消防法		
第14条の3の2	製造所等の定期点検記録	3年間
・毒物及び劇物取締法		
第14条	毒物又は劇物の譲渡に係る事項を記載した書面	5年間
第15条第4項	毒物又は劇物の交付に係る確認に関する事項を記載した帳簿	5年間
・農薬取締法		
第20条	製造量、譲渡数量を記載した帳簿	最終の記載から3年間
・下水道法		
第12条の12	水質の測定結果の記録	5年間
・水道法		
第13条	給水開始前の水質検査及び施設検査に関する記録	5年間
第20条	定期及び臨時の水質検査に関する記録	5年間
・滋賀県公害防止条例		
第53条	排水水及びばい煙の測定結果の記録	3年間
・大津市生活環境の保全と増進に関する条例		
第113条	公害の原因となる物質等の量等の測定結果の記録	3年間

大津市生活環境の保全と増進に関する条例（平成10年条例第27号）抜粋

第9章 環境管理の推進

第1節 事業者による自主的な環境管理の推進

（大規模工場等における環境管理の推進）

第104条 従業員数が規則で定める規模以上の工場等（以下、「大規模工場等」という。）の設置者は、その事業の実施にあたって、自主的に、環境の保全等に関する方針及び目標を定め、その方針及び目標を達成するための計画を策定し、及び実施し、その実施状況を点検して、さらに必要な見直しを行う一連の環境の保全等のための取り組み（以下「環境管理」という。）を推進するよう努めなければならない。

（環境管理統括者の設置）

第105条 大規模工場等の設置者は、環境管理を円滑に推進するため、規則で定めるところにより、慣用管理を統括する者（以下「環境管理統括者」という。）を選任しなければならない。

2 大規模工場等の設置者は、環境管理統括者を選任したときは、選任の日から30日以内に、規則で定めるところにより、その氏名を市長に届け出なければならない。環境管理統括者を変更したときも同様とする。

（指定化学物質等の適正管理）

第106条 市長は、指定化学物質及びこれに準じる物質として規則で定める物質（ばい煙以外のものを含む。次項において「指定化学物質等」という。）について、事業者がその排出を抑制するための適正な管理に係る指針を策定するものとする。

2 指定化学物質等を製造し、又は使用する事業者は、その排出を抑制するため、前項の指針に基づき、指定化学物質等を適正に管理するよう努めなければならない。

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則（平成11年規則第64号）

抜粋

第8章 環境管理の推進

第1節 事業者による自主的な環境管理の推進

（大規模工場等の規模）

第97条 条例第104条の規則で定める規模は、常時使用する従業員の数が100人を超える規模とする。

（環境管理統括者の設置）

第98条 条例第105条第1項に規定する環境管理統括者は、大規模工場等の事業場ごとに、役員等で環境の保全等に関する方針及び目標策定及び変更に関し権限を有する者のうちから選任しなければならない。

2 大規模工場等の設置者は、条例第105条第2項の規定による届出をするときは、環境管理統括者選任（変更）届出書（様式第47号）を提出しなければならない。

（指定化学物質等）

第99条 条例第106条第1項の規則で定める物質は、別表14に掲げる物質とする。

(指定化学物質)

第7条 条例第2条第8号イの規則で定める大気汚染の原因となる物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) アクリロニトリル
- (2) 塩化ビニルモノマー
- (3) テトラクロロエチレン
- (4) トリクロロエチレン
- (5) ニッケル化合物
- (6) 砒素及びその化合物
- (7) ベリリウム及びその化合物
- (8) ベンゼン
- (9) ホルムアルデヒド
- (10) 六価クロム化合物

別表第 14 (第 99 条関係) 指定化学物質等

1	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン	81	スチレン
2	1, 1-ジクロロエタン	82	スチレンの 2 及び 3 量体
3	1, 2-ジクロロプロパン	83	セリウム及びその化合物 (又は総セリウム)
4	1, 2-ジブromoエタン	84	タリウム及びその化合物 (又は総タリウム)
5	1, 3-ブタジエン	85	タルク (アスベスト様繊維を含むもの)
6	1, 4-ジオキサソ	86	チオウレア
7	1-ブタノール	87	チタン及びその化合物 (又は総チタン)
8	2-ブタノール	88	テトラヒドロフラン
9	2, 4-ジアミノトルエン	89	テルル及びその化合物 (又は総テルル)
10	2, 4-ジクロロフェノール	90	テレフタル酸
11	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸[2, 4-D]	91	トリエタノールアミン
12	2, 4-ジニトロフェノール	92	トリethylアミン
13	2, 6-ジ- <i>t</i> -ブチル-4-メチルフェノール (BHT)	93	トリブチルスズ化合物
14	2-ブタノン[メチルエチルケトン]	94	トリフルラリン
15	2-メルカプトイミダゾリン[2-イミダゾリジンチオン、エチレンチオウレア]	95	トリメチルアミン
16	3, 3'-ジクロロ-ベンジジン	96	トルイジン類
17	3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン[MOCA]	97	トルエン
18	4, 4'-イソプロピルアイデネジフェノール[ビスフェノール A]	98	ナフタレン
19	4, 4'-メチレンジアニリン[4, 4'-ジアミノジフェニルメタン]	99	ニトロソアミン類
20	N, N-ジメチルアニリン	100	ニトロトルエン類
21	N, N-ジメチルホルムアミド	101	ニトロフェノール類
22	n-ブチルベンゼン	102	ニトロベンゼン
23	N-メチルピロリドン	103	ノニルフェノール
24	o-ジクロロベンゼン	104	バナジウム及びその化合物 (又は総バナジウム)
25	o-トリジン[3, 3'-ジメチルベンジジン]	105	バリウム及びその化合物 (又は総バリウム)
26	p-ジクロロベンゼン	106	ビス (2-クロロエチル) エーテル[ジクロロエチルエーテル]
27	α -ナフチルアミン	107	ヒドラジン
28	β -ナフトール	108	ビフェニル
29	アクリルアミド	109	ピリジン
30	アクリル酸及びそのエステル	110	フェニレンジアミン類
31	アジピン酸	111	フェンパレレート
32	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	112	フタル酸エステル類 (総フタル酸エステル)
33	アセトアルデヒド	113	プラチナ及びその化合物 (又は総プラチナ)
34	アセトニトリル	114	フルフラール

35	アセトン	115	ヘキサクロロエタン
36	アトラジン	116	ヘキサクロロ-1,3-ブタジエン
37	アニリン	117	ヘキサン
38	アラクロール	118	ベノミル
39	アルキルフェノール (C4からC9)	119	ペルメトリン
40	アントラセン	120	ベンゾトリクロライド
41	アンモニア	121	ベンゾフェノン
42	イソホロン[3,5,5-トリメチル-2-シクロヘキセン-1-オン]	122	ペンタクロロニトロベンゼン[キントゼン]
43	エタノールアミン	123	ほう素及びその化合物 (又は総ほう素)
44	エチルベンゼン	124	ホスゲン
45	エチレングリコール[1,2-エタンジオール]	125	ホスフィン
46	エチレングリコールモノエチルエーテル [2-エトキシエタノール]	126	ポリ臭化ビフェニル[PBB]
47	エピクロロヒドリン	127	マラチオン[マラソン]
48	エンドスルファン[ベンゾエピン]	128	マンゼブ
49	オクタクロロスチレン	129	マンネブ
50	カルバリル	130	メソミル
51	キシレン類	131	メタアクリル酸メチル
52	キノリン	132	メタノール
53	ギ酸	133	メチルアミン
54	グラスウール	134	メチルイソブチルケトン[4-メチル-2-ペンタノン、MIBK]
55	グリオキサール	135	メチルヒドラジン
56	クレゾール類	136	メチレンビス (4-フェニルイソシアネート) [4,4'-ジフェニルメタンジイソシアネート]
57	クロトンアルデヒド	137	メトリブジン
58	クロロアニリン類	138	メルカプタン類
59	クロロスルホン酸	139	モノクロロベンゼン
60	クロロニトロベンゼン類	140	モノシラン
61	クロロプレン[2-クロロ-1,3-ブタジエン]	141	モリブデン及びその化合物 (又は総モリブデン)
62	クロロベンゼン	142	よう化メチル
63	クロロホルム	143	ロックウール
64	クロロメチルメチルエーテル	144	亜鉛及びその化合物 (又は総亜鉛)
65	ケルセン[ジコホル]	145	塩化メチル
66	コバルト及びその化合物	146	黄 ^{りん} 燐
67	シクロヘキサノール	147	三 ^{りん} 塩化燐
68	シクロヘキシルアミン	148	酸化エチレン[エチレンオキシド]
69	ジエタノールアミン	149	酸化プロピレン[プロピレンオキシド]

70	ジエチルアミン	150	臭化メチル
71	ジエチルエーテル	151	酢酸ビニル
72	ジニトロトルエン類	152	酢酸ブチル
73	ジネブ	153	五塩化 ^{りん} 燐
74	ジフェニルアミン	154	二硫化炭素
75	シペルメトリン	155	無水酢酸
76	ジボラン	156	無水フタル酸
77	ジメチルアミン	157	無水マレイン酸
78	ジメチルホルムアミド	158	硫化水素
79	ジラム	159	硫酸ジエチル
80	スズ及びその化合物	160	硫酸ジメチル

備考 []内は別名。

参考資料

化学物質の適正管理の実施に関し、関連資料等が下記のホームページで公開されていますので、ご参照ください。

- 環境省(Tel 03-5521-8260)

「保健・化学物質対策」

<http://www.env.go.jp/chemi/index.html>

- 経済産業省(Tel 03-3501-0080)

「化学物質管理」

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/index.html

「化学物質排出把握管理促進法(化管法)」

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

化管法に基づく情報提供に関する問い合わせ

E-mail: sds-meyasubako@meti.go.jp

- 厚生労働省(Tel 03-5253-1111)

「安全衛生に関する総合情報」(職場のあんぜんサイト)

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/index.html>

「毒物劇物の安全対策」

<https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>

- 独立行政法人 製品評価技術 基盤機構

「化学物質管理」

<https://www.nite.go.jp/chem/index.html>

2001.4 作成

2020.11 一部修正

大津市環境部環境政策課

〒520-8575 大津市御陵町3-1

TEL : 077-528-2735

FAX : 077-522-1097

e-mail : otsu1121@city.otsu.lg.jp